

議案参考資料

平成30年9月 定例会

(目次)

- 大村市印鑑登録及び証明に関する条例の改正概要（第59号議案関係）……… (1)
- 大村市印鑑登録及び証明に関する条例（新旧対照表）（第59号議案関係） (2)
- 大村市手数料条例（新旧対照表）（附則第3項関係）（第59号議案関係） (5)
- 大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の改
正概要（第60号議案関係）…………… (6)
- 大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（新
旧対照表）（第60号議案関係）…………… (7)
- 大村市福祉医療費の支給に関する条例の改正概要（第61号議案関係）……… (8)
- 大村市福祉医療費の支給に関する条例（新旧対照表）（第61号議案関係） (10)
- 大村市営住宅条例の改正概要（第62号議案関係）…………… (28)
- 大村市営住宅条例（新旧対照表）（第62号議案関係）…………… (29)
- 大村市歴史資料館（仮称）展示工事平面図（第63号議案関係）…………… (32)
- 入札結果（第63号議案関係）…………… (33)
- 工事請負契約の変更について（第64号議案関係）…………… (34)
- 工事施工に関する基本協定の変更について（第65号議案関係）…………… (35)
- 市道路線認定位置図（第66号議案関係）…………… (36)
- 指定管理者候補者の選定結果について（第67号議案関係）…………… (41)

大村市印鑑登録及び証明に関する条例の改正概要（第59号議案関係）

1 改正の理由

証明書自動交付機の運用の廃止等に伴い、所要の条文整理を行うため、条例の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 証明書自動交付機の運用の廃止に伴う改正（下記表の改正前②関係）

証明書自動交付機の運用の廃止に伴い、証明書自動交付機による印鑑登録証明書の交付に関する規定を削除する。

(2) 多機能端末機に関する改正（下記表の改正前④関係）

民間事業者が設置する多機能端末機だけではなく、地方公共団体が設置する多機能端末機においても、印鑑登録証明書の交付を受けることができるよう改正する。

※印鑑登録証明書の交付を受ける方法は、次のとおり。

改正前	→	改正後
① 窓口で印鑑登録証を提示し、交付を受ける方法		① 窓口で印鑑登録証を提示し、交付を受ける方法
② 市民カードを使用し、証明書自動交付機により交付を受ける方法		② 窓口で個人番号カードを提示し、交付を受ける方法
③ 窓口で個人番号カードを提示し、交付を受ける方法		③ 個人番号カードを使用し、多機能端末機により交付を受ける方法
④ 個人番号カードを使用し、民間事業者が設置する多機能端末機により交付を受ける方法		

3 施行日

(1) 上記2の(1) 平成32年8月1日

(2) 上記2の(2) 公布の日

大村市印鑑登録及び証明に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証の交付)</p> <p>第7条 市長は、前条の規定により印鑑の登録をしたときは、当該印鑑の登録を受けた者（以下「登録者」という。）又はその代理人に対し、直接、印鑑登録証（以下「登録証」という。）を交付する。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 略 2・3</p>	<p>(印鑑登録証の交付)</p> <p>第7条 市長は、前条の規定により印鑑の登録をしたときは、当該印鑑の登録を受けた者（以下「登録者」という。）又はその代理人に対し、直接、印鑑登録証（印鑑登録証とて、当該個人を識別するための磁気を付したカードをいう。以下「登録証」という。）を交付する。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 略 2・3</p>

改正後	<p>改正前</p> <p>(暗証番号の登録)</p> <p>第15条 登録者は、第14条第4項の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、あらかじめ自ら市長に暗証番号の登録を申請しなければならない。</p> <p>2 第4条の規定は、前項の申請の確認について準用する。</p> <p>3 市長は、前項の規定による確認をしたときは、当該暗証番号を登録するものとする。</p>
	<p>(暗証番号の変更)</p> <p>第16条 前条第3項の規定により暗証番号の登録を受けた登録者（以下「暗証番号登録者」という。）は、その登録を受けた暗証番号（以下「登録暗証番号」という。）を変更しようとするときは、自ら市長に登録暗証番号の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 第4条の規定は、前項の申請の確認について準用する。</p> <p>3 市長は、前項の規定による確認をしたときは、当該登録暗証番号を変更するものとする。</p>

(暗証番号の廃止)

第17条 暗証番号登録者は、登録暗証番号を廃止しようとするとときは、自ら市長に届け出なければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、当該登録暗証番号の登録を抹消しなければならない。

(印鑑登録証明書交付申請の不受理)

第18条 略

(印鑑登録証明書交付申請の不受理)

第15条 略

改正後	改正前
<p>(閲覧の禁止)</p> <p>第16条 市長は、印鑑票その他印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。</p> <p>(質問調査)</p> <p>第17条 市長は、印鑑の登録又は証明の事務に關し、関係人に対しても質問し、文書又は印鑑等の提示を求める事項についての調査をすることができる。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第18条 略</p>	<p>(閲覧の禁止)</p> <p>第19条 市長は、印鑑票その他印鑑の登録若しくは証明又は暗証番号の登録に関する書類を閲覧に供してはならない。</p> <p>(質問調査)</p> <p>第20条 市長は、印鑑の登録若しくは証明又は暗証番号の登録の事務に關し、関係人に対して質問し、文書又は印鑑等の提示を求めるとともに、必要な事項についての調査をすることができる。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第21条 略</p>

大村市手数料条例（新旧対照表）（附則第3項関係）

改正後	改正前
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
手数料を徴収する事項	手数料の金額
略	手数料を徴収する事項
印鑑登録証の交付	印鑑登録証兼市民カードの交付
略	1件につき300円

大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の 改正概要（第60号議案関係）

1 改正の理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）の改正に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「政令」という。）で定める額の範囲内で、市議会議員選挙のビラの作成を無料とするため、条例の改正を行うものである。

2 法改正の内容

市議会議員選挙に関する法改正の主な内容は、次のとおり。

(1) ビラの頒布に関する規定の改正

候補者1人につき、2種類以内のビラを合計4,000枚を上限として、頒布することができることとされた。

(2) ビラの作成に要する費用に関する規定の改正

市は、政令で定める額の範囲内で、条例で定めるところにより、ビラの作成を無料とすることとされた。

3 条例改正の内容

候補者1人につき、次のとおり、市議会議員選挙のビラの作成を無料とする。

	市議会議員選挙	市長選挙
単価の上限	7円51銭	7円51銭
枚数の上限 (2種類以内)	合計4,000枚	合計16,000枚

4 施行日

平成31年3月1日

(同日以後にその期日を告示される市議会議員選挙について適用)

大村市の議会の議員及び長の選舉における選舉運動の公當に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、大村市の議会の議員及び長の選舉における法第141条第1項の自動車（以下「選舉運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公當に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ビラの作成の公當)</p> <p>第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書きの規定を準用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、大村市の議会の議員及び長の選舉における法第141条第1項の自動車（以下「選舉運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公當に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ビラの作成の公當)</p> <p>第7条 候補者（大村市長の選舉の場合に限る。）は、第10条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができます。この場合においては、第2条ただし書きの規定を準用する。</p>

大村市福祉医療費の支給に関する条例の改正概要（第61号議案関係）

1 改正の理由

子どもに係る福祉医療費の支給対象者の範囲を中学校を卒業するまでの者に拡大し、未就学児に係る福祉医療費の支給方式を現物給付方式とする等の改正を行うため、条例の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 子どもに係る福祉医療費の支給対象者に関する改正（第2条関係）

子どもに係る福祉医療費の支給対象者を次のとおり改正する。

改正前	→	改正後
満12歳に達する日以後の最初の3月 31日までの者 (小学校を卒業するまでの者)		満15歳に達する日以後の最初の3月 31日までの者 (中学校を卒業するまでの者)

※上記の改正により増加する支給対象者は、約3,000人

- (2) 未就学児に係る福祉医療費の支給方式に関する改正（第8条関係）

支給方式を次のとおり改正する。

改正前	→	改正後
代理申請方式（自動償還払い方式）		現物給付方式

※未就学児は、約7,000人

- (3) 福祉医療費の自己負担額に関する改正（第7条関係）

ア 福祉医療（寡婦及び寡男に係る福祉医療を除く。）の自己負担額（保険医療機関等ごと）を次のとおり改正する。

改正前	→	改正後
(ア) 通院の場合 1日につき800円 (1月の上限額1,600円)		1日につき800円 (1月の上限額1,600円)
(イ) 入院の場合 1日につき800円 (1月の上限額1,600円)		

イ 寡婦及び寡男に係る福祉医療の自己負担額（保険医療機関等ごと）を次のとおり改正する。

改正前	改正後
(ア) 通院の場合 1日につき 800円 (1月の上限額 1,600円)	(ア) 通院の場合 1日につき 800円 (1月の上限額 1,600円)
(イ) 入院の場合 1日につき 1,200円	(イ) 入院の場合 1日につき 1,200円
	(ウ) 入院（1日）及び通院の場合 ・入院分 1,200円 ・通院分 400円
	(エ) 入院（1日）及び通院（1日）が同日の場合 ・入院分 1,200円
	(オ) 入院（2日以上）及び通院の場合 ・入院分 1日につき 1,200円

3 施行日

平成31年1月1日

（同日以後の保険給付に係る福祉医療費の支給について適用）

大村市福祉医療費の支給に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この条例は、子ども等に対し、医療費の一部(以下「福祉医療費」という。)を支給することにより、子ども等の保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子ども 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。</p> <p>(3)～(11) 略</p> <p>(12) 保護者 周囲福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第1項及び身体障害者福祉法第15条第1項ただし書に規定する保護者並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項に規定する家族等をいう。</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。</p> <p>(15) 負担金 医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額(入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額を除く。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項に規定する一部負担金をいう。</p> <p>(16) 略</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、子ども等に対し、医療費の一部を支給するこどにより、子ども等の保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子ども 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。</p> <p>(3)～(11) 略</p> <p>(12) 保護者 周囲福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第1項、身体障害者福祉法第15条第1項ただし書及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条第1項に規定する保護者をいう。</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。</p> <p>(15) 負担金 医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額(入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額を除く。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項に規定する一部負担金をいう。</p> <p>(16) 略</p>

改正後	改正前
<p>(支給の対象)</p> <p>第3条 福祉医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の表の左欄各号に掲げる要件のいずれかに該当するものである。）であつて、かつ、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者とする。</p> <p>(17) 略 (18) 略 (19) 略</p>	<p>(支給の対象)</p> <p>第3条 医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の表の左欄各号に掲げる者で、同表の右欄各号に掲げる要件のいずれかに該当するものである。）であつて、かつ、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者とする。</p> <p>(15) 略 (16) 略 (17) 略</p>

改正後	改正前		
	B 2 の者	B 2 の者 (イ) 精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の程度が 2 級及び 3 級の者	(2) • (3) 略
2 前項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいづれかに該当する者は、除くものとする。			2 前項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいづれかに該当する者は、除くものとする。
(1) 心身障害者、精神障害者又は現にそれらの者と生計を同じくする配偶者若しくは民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者のうちいづれかの者の前年の所得(医療に関する給付を受けた月が 1 月から 9 月までの場合にあっては、前々年の所得。以下同じ。)が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号)第 7 条に定める額を超えるとき及び同令第 8 条第 1 項において準用する同令第 2 条第 2 項に定める額以上であるとき。			(1) 心身障害者、精神障害者又は現にそれらの者と生計を同じくする配偶者若しくは民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者のうちいづれかの者の前年の所得(医療に関する給付を受けた月が 1 月から 9 月までの場合にあっては、前々年の所得。以下同じ。)が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号)第 7 条に定める額及び同令第 8 条第 1 項において準用する同令第 2 条第 2 項に定める額以上であるとき。
(2) 略			(2) 略
(3) 父母のない子と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者の前年の所得が、政令第 2 条の 4 第 7 項に定める額以上であるとき。			(3) 父母のない子と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者の前年の所得が、政令第 2 条の 4 第 4 項に定める額以上であるとき。
(4) 母子家庭の母の配偶者、父子家庭の父の配偶者又は民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその母若しくは父と生計を同じくするものの前の前年の所得が、政令第 2 条の 4 第 8 項に定める額以上であるとき。			(4) 母子家庭の母の配偶者、父子家庭の父の配偶者又は民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその母若しくは父と生計を同じくするものの前の前年の所得が、政令第 2 条の 4 第 5 項に定める額以上であるとき。
(5) 寡婦又は現にその者と生計を同じくする配偶者若しくは民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者のうちいづれかの者の前年の所得が、政令第 2 条の 4 第 2 項に定める額及び同令第 8 項に定める額以上であるとき。			(5) 寡婦又は現にその者と生計を同じくする配偶者若しくは民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者のうちいづれかの者の前年の所得が、政令第 2 条の 4 第 2 項に定める額及び同令第 5 項に定める額以上であるとき。
(6) 略			(6) 略
(7) 寡男又は現にその者と生計を同じくする民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者のうちいづれかの者の前年の所得が政令			(7) 寡男又は現にその者と生計を同じくする民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者のうちいづれかの者の前年の所得が政令

改正後	改正前
<p>第2条の4第2項に定める額及び同条第8項に定める額以上であるとき。</p> <p>3 略</p> <p>(支給の範囲及び支給額)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定により、認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、次項に定める額の福祉医療費を支給する。</p> <p>2 市長は、第3条第1項の表左欄第1号に掲げる対象者に係る保険給付につき、対象者又はその保護者が負担金を支払った場合は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号により附加給付を受けた損金について医療保険各法に基づく規約等により附加給付の額を控除した額（当該附加給付の額に1円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額を支給するものとする。</p> <p>（支給の範囲及び支給額）</p> <p>第5条 市長は、前条の規定により、認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、次項に定める額の医療費を支給する。</p> <p>2 市長は、第3条第1項の表左欄第1号に掲げる対象者に係る保険給付につき、対象者又はその保護者が負担金を支払った場合には、次に定める額（当該各号により附加給付を受けた損金について医療保険各法に基づく規約等により附加給付の額を控除した額）を支給するものとする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を支給するものとする。</p> <p>（1）子どもに係る医療費にあっては、（1）子どもに係る医療費にあっては、次のようにする。</p> <p>ア 病院又は診療所へ入院することなく医療に関する給付を受けたときは、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日ににつき800円（1月につきその額が1,600円を超えるときは1,600円とする。以下この条において同じ。）を控除して得た額</p> <p>イ 病院又は診療所へ入院して医療に関する給付を受けたときは、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日ににつき8</p>	

改正後	改正前
<p>(2) 心身障害者に係る福祉医療費にあっては、医療に関する障害の程度が受けたとき(身体障害者手帳に記載されている障害の程度が5級及び6級である者については、病院又は診療所へ入院して医療に関する給付を受けたとき)は、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額。ただし、身体障害者手帳に記載されている障害の程度が4級から6級まである者及び療育手帳に記載されている障害の程度がB₂である者については、次のア、イ又はウに掲げる割合に応じ、当該800円を控除して得た額に、当該ア、イ又はウに掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>ア 市町村民税世帯非課税者 2分の1</p> <p>イ 市町村民税所得割世帯非課税者 4分の1</p> <p>(2) 心身障害者に係る医療費にあっては、次の区分による額</p> <p>00円を控除して得た額</p> <p>ア 身体障害者手帳に記載されている障害の程度が1級から4級まである者又は療育手帳の交付を受けた者が、病院又は診療所へ入院することなく医療に関する給付を受けたときは、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額。ただし、身体障害者手帳に記載されている障害の程度が4級である者及び療育手帳に記載されている障害の程度がB₂である者については、次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる区分に応じ、当該800円を控除して得た額に、当該(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>(ア) 市町村民税世帯非課税者 2分の1</p> <p>(イ) 市町村民税所得割世帯非課税者 4分の1</p> <p>イ 病院又は診療所へ入院して医療に関する給付を受けたときは、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額。ただし、身体障害者手帳に記載されている障害の程度が4級から6級まである者及び療育手帳に記載されている障害の程度がB₂である者については、次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる区分に応じ、当該800円を</p>	

改正後	改正前
	<p>控除して得た額に、当該(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>(ア) 市町村民税世帯非課税者 2分の1 (イ) 市町村民税所得割世帯非課税者 4分の1 (ウ) 市町村民税世帯課税者 8分の1</p> <p>(3) 精神障害者に係る医療費にあっては、病院又は診療所へ入院することなく医療に関する給付を受けたときは、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日ににつき800円を控除して得た額。ただし、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の程度が2級及び3級である者については、次のア、イ又はウに掲げる区分に応じ、当該800円を控除して得た額に、当該ア、イ又はウに掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(4) 母子家庭の母、母子家庭の子、父子家庭の父又は父子家庭の子に係る医療費にあっては、次の区分による額</p> <p>(3) 精神障害者に係る医療費にあっては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日ににつき800円を控除して得た額。ただし、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の程度が2級及び3級である者については、次(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(4) 母子家庭の母、母子家庭の子、父子家庭の父又は父子家庭の子に係る医療費にあっては、<u>医療機関等ごとに1日ににつき800円を控除して得た額。</u>ただし、高等学校に在学する母子家庭の子及び父子家庭の子であって、18歳に達する日の前日までの間にある者が病院又は診療所へ入院することなく医療に関する給付を受けたときは、次のア、イ又はウに掲げる区分に応じ、当該800円を控除して得た額に、当該ア、イ又はウに掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>ア 市町村民税世帯非課税者 2分の1</p> <p>ア 病院又は診療所へ入院することなく医療に関する給付を受けたときは、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日ににつき800円を控除して得た額。ただし、高等学校に在学する母子家庭の子及び父子家庭の子であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から20歳に達する日の前日までの間にある者が病院又は診療所へ入院することなく医療に関する給付を受けたときは、次のア、イ又はウに掲げる区分に応じ、当該800円を控除して得た額に、当該ア、イ又はウに掲げる割合を乗じて得た額</p>

改正後	改正前
	<p>前までの間にある者については、次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる区分に応じ、当該800円を控除して得た額に、当該(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>(ア) 市町村民税世帯非課税者 2分の1</p> <p>(イ) 市町村民税所得割世帯非課税者 4分の1</p> <p>(ウ) 市町村民税世帯課税者 8分の1</p> <p>イ 病院又は診療所へ入院して医療に関する給付を受けたときは、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額</p> <p>(5) 寡婦に係る医療費にあっては、次の区分による額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 病院又は診療所へ入院して医療に関する給付を受けたときは、次の(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)に掲げる額</p> <p>(ア) 所得税非課税者 (60歳以上で扶養義務者と生計を同一にしない者で、前年の所得に係る所得税を課されていないもの) 以下の同じ。) 当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき1,200円を控除して得た額</p> <p>(イ) ~ (エ) 略</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、60歳以上の寡婦が、病院又は診療所へ1日のみ入院して医療に関する給付を受けた場合であつて、当該病院又は診療所において入院することなく医療に関する給付を受け、通院に係る負担金の額が800円を超えるときは、次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)に掲げる額に応じ、当該(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)に掲げる額</p> <p>(ア) 所得税非課税者かつ市町村民税世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額</p>

改正後	改正前
<p>ごとに400円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(イ) 所得税非課税者かつ市町村民税所得割世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に400円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額</p> <p>(ウ) 所得税非課税者かつ市町村民税世帯課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に400円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額</p> <p>(エ) 市町村民税世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額に400円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を乗じて得た額</p>	

改正後	改正前
<p>(オ) 市町村民税所得割世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1，200円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額に400円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額</p> <p>(カ) 市町村民税世帯課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1，200円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額に通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに400円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額</p> <p>エ イ又はウの規定にかかわらず、60歳以上の寡婦が、病院又は診療所へ1日のみ入院して医療に関する給付を受けた場合であって、同日に当該病院又は診療所において入院するごとなく1日のみ医療に関する給付を受けたときは、次の(イ)、(ウ)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)又は(カ)に掲げる区分に応じ、当該(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)又は(カ)に掲げる額</p> <p>(ア) 所得税非課税者かつ市町村民税世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1，200円を控除して得た額に通院に係る負担金の額を加えて得た額。ただし、入院に2分の1を乗じて得た額を加えて得た額に2分の1を乗じて得た額に通院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに800円を控除して得た額</p>	

改正後	改正前
<p>(イ) 所得税非課税者かつ市町村民税所得割世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に4分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに800円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額</p> <p>(ウ) 所得税非課税者かつ市町村民税世帯課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に8分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに800円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額</p> <p>(エ) 市町村民税世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に2分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに800円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(オ) 市町村民税所得割世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に4分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る負担金の額から保険医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに800円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額</p> <p>(カ) 市町村民税世帯課税者 入院に係る負担金の額から保険</p>	

改正後	改正前
<p>医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に8分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに800円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額</p> <p>(オ) イの規定にかかわらず、60歳以上の寡婦が、病院又は診療所へ2日以上入院して医療に関する給付を受けた場合であつて、当該病院又は診療所において入院することなく医療に関する給付を受けたときは、次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)又は(カ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)又は(カ)に掲げる額</p> <p>(ア) 所得税非課税者かつ市町村民税世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日ににつき1,200円を控除して得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に2分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日ににつき800円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(イ) 所得税非課税者かつ市町村民税所得割世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日ににつき1,200円を控除して得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に4分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日ににつき800円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額</p> <p>(ウ) 所得税非課税者かつ市町村民税世帯課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日ににつき1,200</p>	

改正後	改正前
<p>0円を控除して得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に8分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額</p> <p>(イ) 市町村民税世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき1,200円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に2分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(ホ) 市町村民税所得割世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき1,200円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に4分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額</p> <p>(カ) 市町村民税世帯課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき1,200円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に8分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額</p> <p>(6) 未婚の女子に係る福祉医療費にあつては、病院又は診療所へ入院</p>	

改正後	改正前	<p>へ入院して医療に関する給付を受けたときは、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに、当該入院日数1日につき1,200円を控除して得た額</p> <p>(7) 寡男に係る医療費にあっては、次の区分による額 ア・イ 略</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、病院又は診療所へ1日のみ入院して医療に関する給付を受けた場合であつて、当該病院又は診療所において入院することなく医療に関する給付を受けたときは、通院に係る負担金の額が800円を超えるときは、次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる額</p> <p>(ア) 市町村民税世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額に通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに400円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額の1を乗じて得た額</p> <p>(イ) 市町村民税所得割世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額に通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに400円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額</p> <p>(ウ) 市町村民税世帯課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に8分の</p>
-----	-----	---

改正後	改正前
<p>1を乗じて得た額に通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに400円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額</p> <p>エ イ又はウの規定にかかるわらず、病院又は診療所へ1日のみ入院して医療に関する給付を受けた場合であって、同日に当該病院又は診療所において入院することなく1日のみ医療に関する給付を受けたときは、次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる額</p> <p>(ア) 市町村民税世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に2分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに800円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(イ) 市町村民税所得割世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に4分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに800円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額</p> <p>(ウ) 市町村民税世帯課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1,200円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に8分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし</p>	

改正後	改正前
<p>し、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに800円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額</p> <p>オ イの規定にいかわらず、病院又は診療所へ2日以上入院して医療に関する給付を受けた場合であって、当該病院又は診療所において入院することなく医療に関する給付を受けたときは、次の(7)、(イ)又は(ウ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる額</p> <p>(ア) 市町村民税世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき1,200円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に2分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(イ) 市町村民税所得割世帯非課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき1,200円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に4分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に4分の1を乗じて得た額</p> <p>(ウ) 市町村民税世帯課税者 入院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき1,200円を控除して得た額に8分の1を乗じて得た額に保険医療機関等ごとに通院に係る負担金の額に8分の1を乗じて得た額を加えて得た額。ただし、入院に係る福祉医療費の支給がないときは、</p>	

改正後	改正前
<p>通院に係る負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につけられた額</p> <p>3 市長は、第3条第1項の表左欄第2号に掲げる対象者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の一部負担金につき、対象者が負担金を支払った場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を支給するものとする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を支給するものとする。</p> <p>(1) 身体障害者手帳に記載されている障害の程度が1級及び2級である者並びに療育手帳に記載されている障害の程度がB₁及びA₂である者に係る医療費にあつては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につけられた額を控除して得た額</p> <p>(2) 身体障害者手帳に記載されている障害の程度が1級及び2級である者並びに療育手帳に記載された障害の程度がB₁である者に係る医療費にあつては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につけられた額を控除して得た額</p> <p>(3) 身体障害者手帳に記載されている障害の程度が3級である者及び療育手帳に記載された障害の程度がB₂である者に係る医療費にあつては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につけられた額を控除して得た額</p> <p>(4) 身体障害者手帳に記載されている障害の程度が4級から6級までである者及び療育手帳に記載された障害の程度がB₂である者に係る医療費にあつては、次のア、イ又はウに掲げる区分に応じ、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につけられた額を控除して得た額に、当該ア、イ又はウに掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(4) 精神障害者に係る医療費にあつては、病院又は診療所へ入院することなく医療に関する給付を受けたときは、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につけられた額を控除して得た額。ただし、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害</p>	

改正後	改正前
<p>障害の程度が2級及び3級である者については、次のア、イ又はウに掲げる区分に応じ、当該800円を控除して得た額に、当該ア、イ又はウに掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>アヘウ 略 4 略</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第6条 福祉医療費の支給は、受給資格者又はその保護者（以下「受給資格者等」という。）の申請に基づき行うものとする。なお、保険医療機関等が受給資格者等に代わって福祉医療費支給申請を行うことができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、対象者（満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者に限る。）が市長が定める保険医療機関等において保険給付を受けたときは、受給資格者等が当該保険医療機関等に支払うべき負担金について、福祉医療費として当該受給資格者等に対し支給すべき額の限度において、当該受給資格者等に代わり、当該保険医療機関等の請求に基づき支払うことができる。</p> <p>4 前項の規定による支払があつたときは、受給資格者等に対し福祉医療費の支給があつたものとみなす。</p> <p>(未支給の医療費)</p> <p>第7条 受給資格者が死亡した場合において、その者に支給すべき福祉医療費があるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、その者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）若しくは遺族又は事実上その者を扶養していた者であつて、その者の死亡当時その者と生計及び世帯を同じくしていた者に支給する。</p>	

改正後	改正前
<p>2 未支給の<u>福祉医療費</u>を受けるべき者が2人以上あるときは、その全額をその1人に支給することができるものとし、この場合において、その1人にした支給は、全員に対してもとのとみなす。</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第8条 医療保険各法以外の法令の規定により、療養補償を受けることができる場合又は国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることは<u>福祉医療費</u>は支給しない。</p> <p>2 療養費の支給原因である疾病又は負傷が、第三者の行為によつて生じたものである場合は、<u>福祉医療費</u>は支給しない。ただし、当該第三者に支払能力がなく損害賠償を受けることができなかつたときは、この限りでない。</p> <p>(<u>福祉医療費</u>の返還)</p> <p>第10条 市長は、偽りその他不正の手段により<u>福祉医療費</u>の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返させることができる。</p>	

大村市営住宅条例の改正概要（第62号議案関係）

1 改正の理由

公営住宅法（昭和26年法律第193号）の改正に伴い、次のとおり認知症患者、知的障害者、精神障害者等（以下「認知症患者等」という。）の収入申告義務の緩和に関する規定を追加するとともに、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

市営住宅の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告又は報告により決定するが、認知症患者等であって、収入の申告又は報告の請求に応じることが困難な事情にあると認められるものについては、職権調査で収入を把握することにより家賃を決定することができるようとする。

3 施行日

公布の日（平成31年度以後の年度の市営住宅の毎月の家賃について適用）

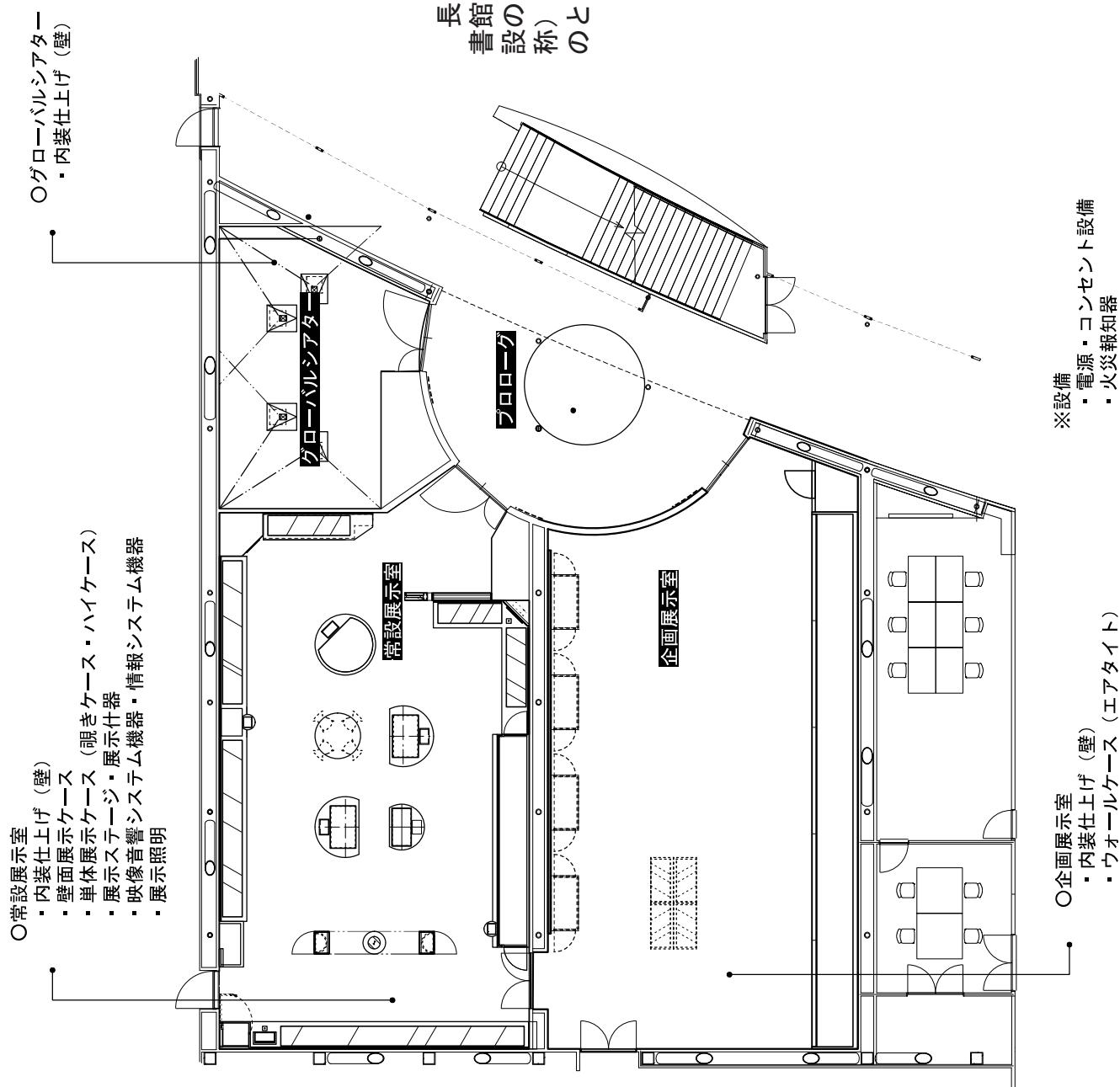
大村市営住宅条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(入居の承継)	(入居の承継)
<p>第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去了した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者は、当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居続いている者は、承継の理由となるべき事実発生後30日以内に公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去了した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、承継の理由となるべき事実発生後30日以内に公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき（同項ただし書きに規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により）、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 略</p>

<p>改正後</p> <p>にかわらば、令第12条で定めるとこりにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第40条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居することとなり、当該の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第33条第1項の規定にかわらず、令第12条で定めるとこりにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<p>改正前</p> <p>にかわらば、令第11条で定めるとこりにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第40条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させることにおいて、新たに入居することとなり、当該の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることは認めると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第33条第1項の規定にかわらず、令第11条で定めるとこりにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>
<p>(家賃)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 前項の入居者の収入については第16条の規定を準用する。この場合において、同条第1項ただし書中「第36条第1項」とあるのは、「第54条において準用する第36条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(家賃)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 前項の入居者の収入については第16条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第53条第1項」と読み替えるものとする。</p>

大村市歴史資料館（仮称）展示工事



入札結果

第63号議案関係資料

一般

工事名	大村市歴史資料館（仮称）展示工事				
開札日時	平成30年8月22日（水）午後1時30分				
工事場所	大村市東本町				
設計額（税込み）	159,505,200 円				
予定価格（税込み）	159,505,200 円				
予定価格（税抜き）	147,690,000 円				
最低制限価格（税抜き）	133,649,000 円				
決定金額（税抜き）	137,900,000 円				
No.	業者名	第1回金額(円)	第2回金額(円)	摘要	
1	(株)丹青社	137,900,000	1	落札	
2	(株)乃村工藝社	143,600,000	2		

上記金額に100分の8に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

工事請負契約の変更について（第64号議案関係）

- 1 工事名 大村市工業団地整備事業 大村市新工業団地整備工事
- 2 契約の相手方 松尾・高瀬・エムケン特定建設工事共同企業体
代表者 長崎市興善町6番10号
松尾建設株式会社長崎支店
専務執行役員支店長 藤瀬 修二
- 3 竣工期限 平成31年3月22日
- 4 主な変更理由 (1) 切土のり面の土壤硬度が想定より高かったことにより、当該のり面の保護工法を変更する。
(2) 降雨により生じる濁水による周辺環境への影響を減らすための対策を行う。

5 経過

	契約金額	変更金額
当初（平成28年12月21日議決）	1,186,194,240円	—
前々回（平成29年9月6日議決）	1,329,828,840円	143,634,600円
前回（平成30年3月22日議決）	1,358,478,000円	28,649,160円
今回	1,457,229,960円	98,751,960円

工事施工に関する基本協定の変更について（第65号議案関係）

1 工事名 高縄手橋架替工事

2 協定の相手方 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

　　国土交通省九州地方整備局

　　局長 伊勢田 敏

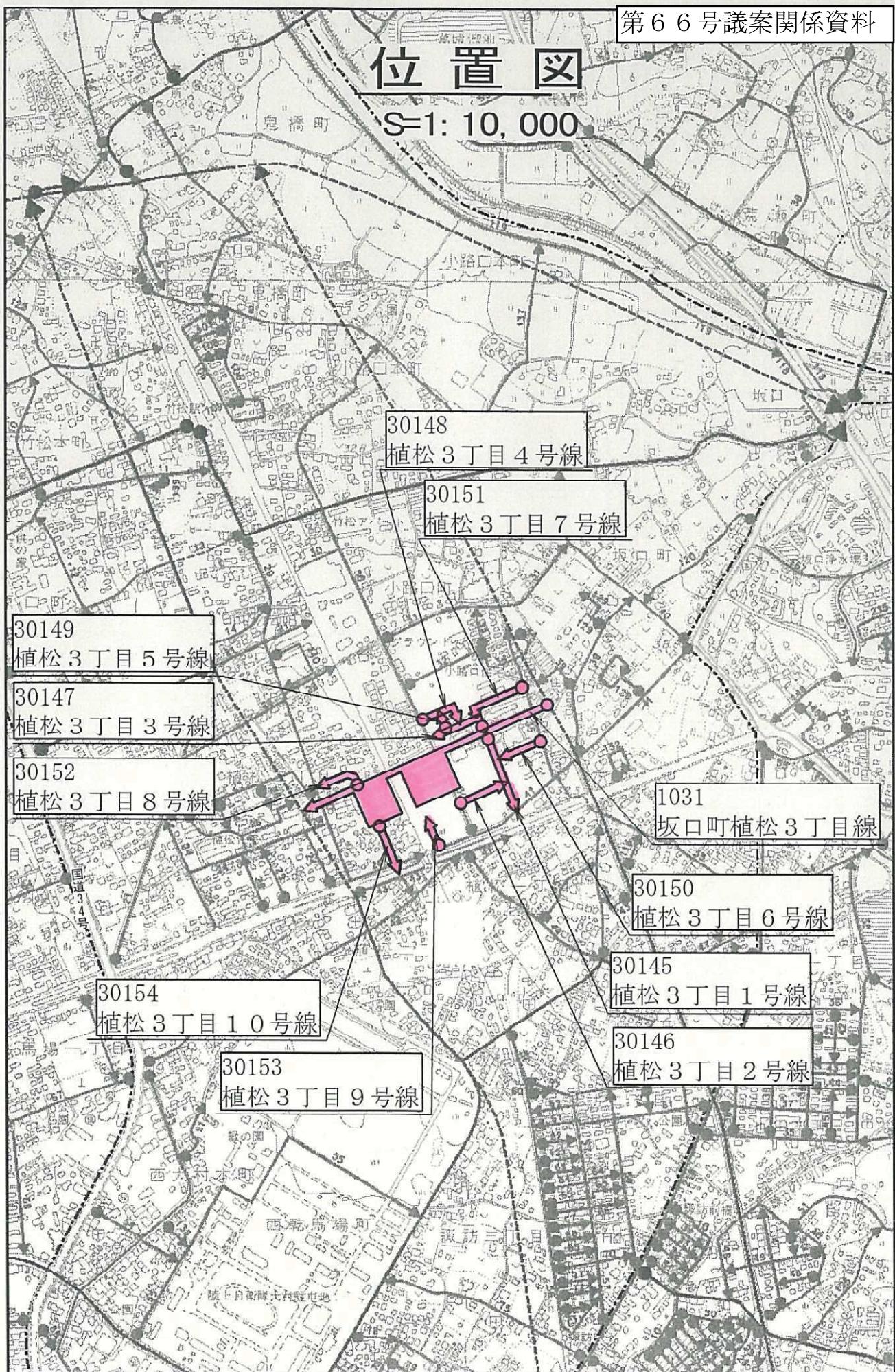
3 主な変更理由 既設の橋台基礎杭及び国道迂回路の撤去工事の施工方法を変更
することにより、工事期間の延長と工事費用の増額が必要となる
ため。

4 経過

	協定金額	変更金額	竣工期限
当初（平成27年5月13日議決）	314,485,699円	—	平成30年3月31日
前々回（平成28年6月30日議決）	328,821,399円	14,335,700円	平成31年3月31日
前回（平成29年3月1日議決）	377,258,643円	48,437,244円	—
今回	384,436,671円	7,178,028円	平成32年3月31日

位置図

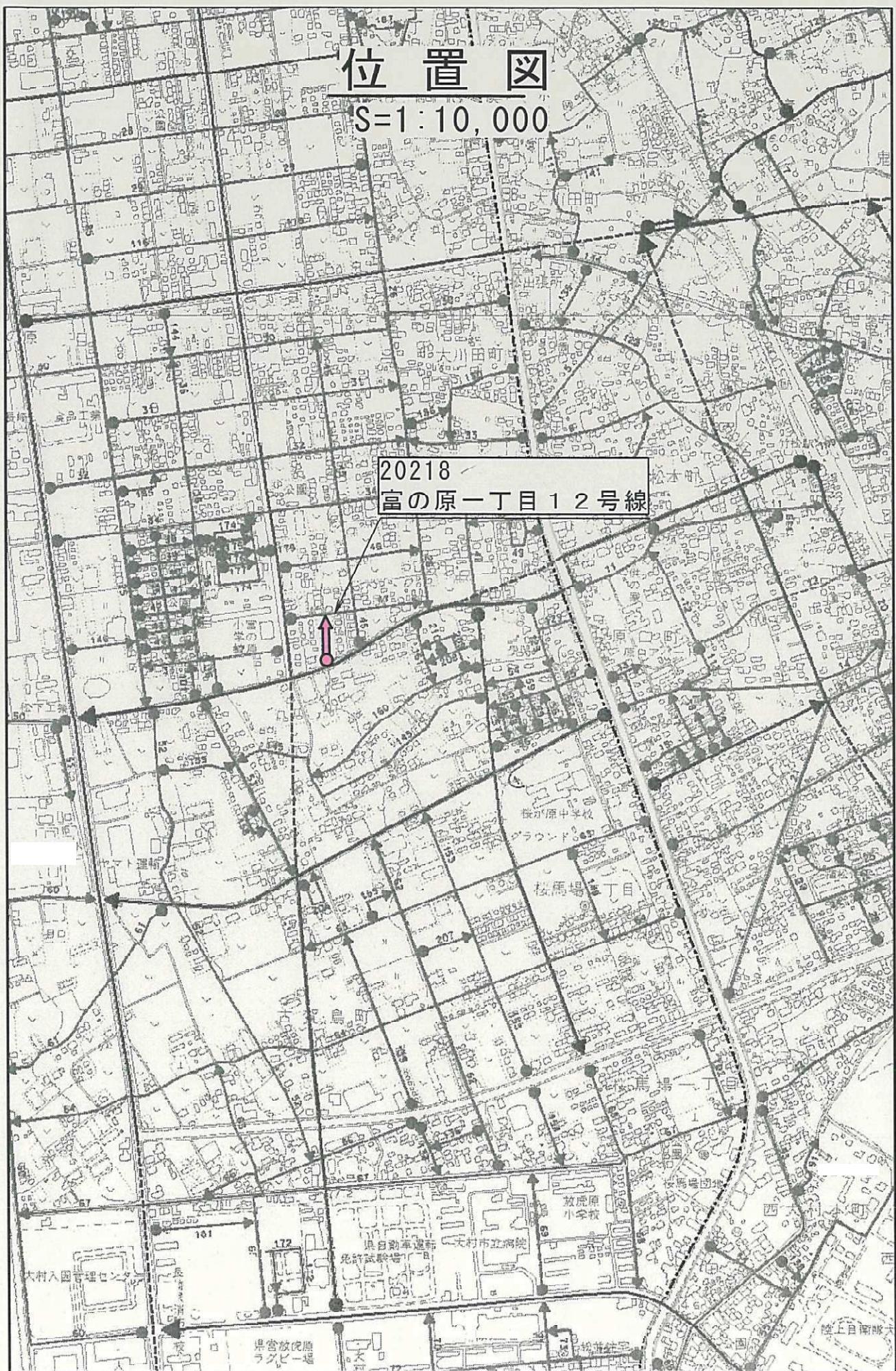
S=1: 10,000



位置図

S=1:10,000

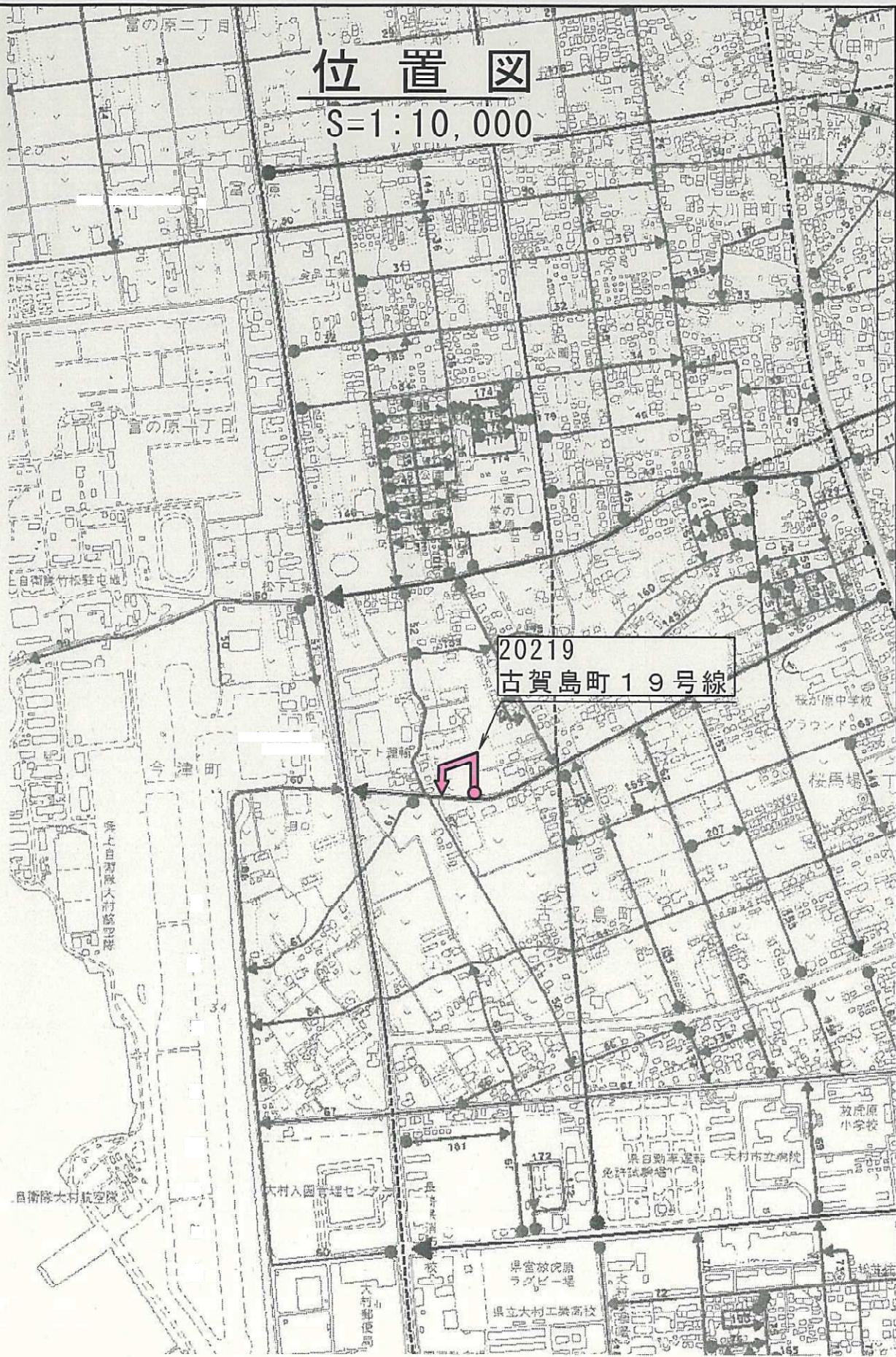
20218
富の原一丁目12号線



位置図

S=1:10,000

20219
古賀島町19号線

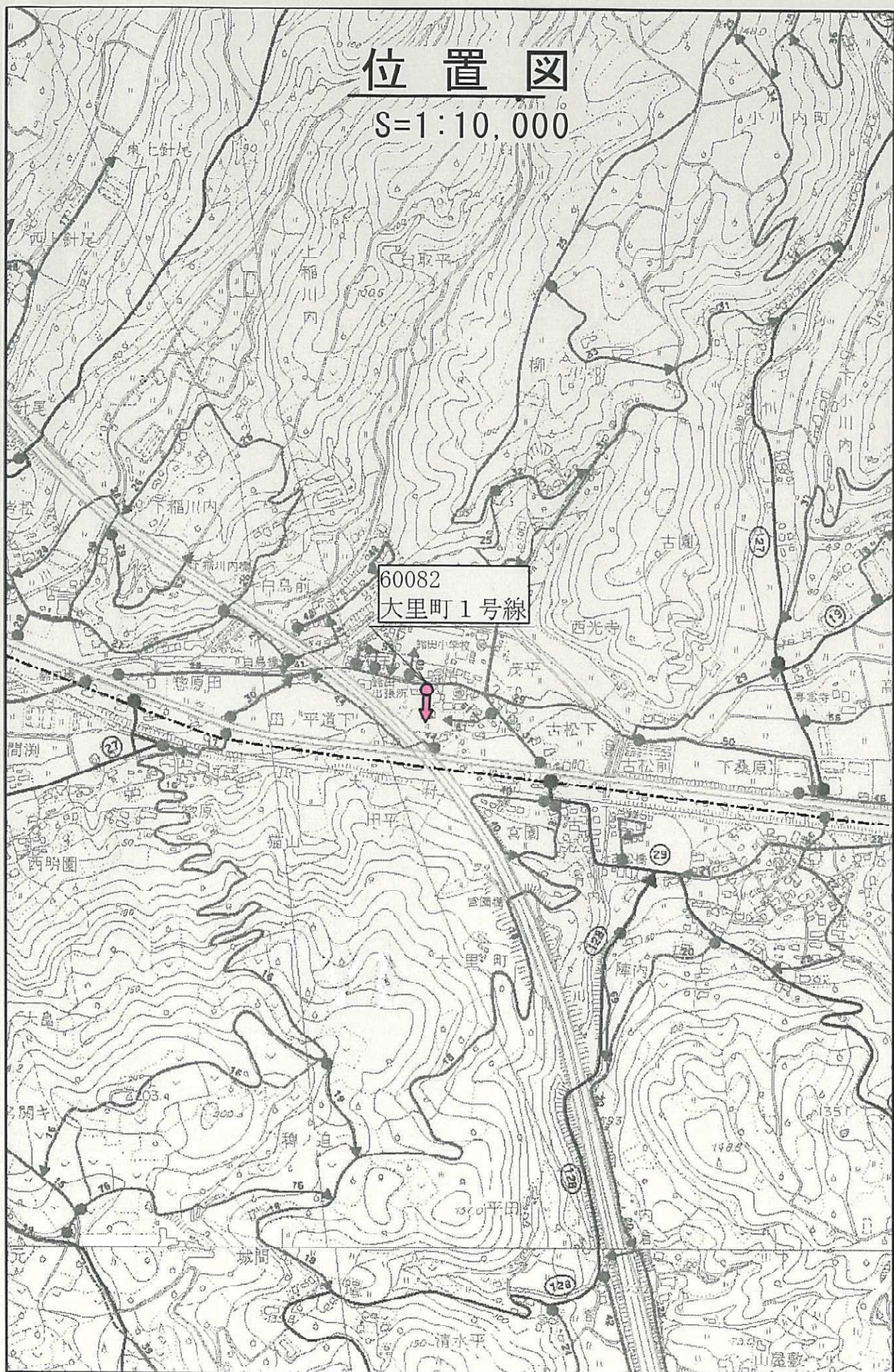




位置図

S=1:10,000

60082
大里町1号線



指定管理者候補者の選定結果について（第67号議案関係）

公の施設の名称	大村市勤労者センター
指定管理者候補者	公益社団法人大村市シルバー人材センター
指定の期間	平成31年度から平成33年度までの3年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	6,510千円
参考金額	6,537千円
提案金額	6,510,000円
適否判定	適